

令和元年
綾瀬市議会 9月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
39	平成30年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
40	平成30年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
41	平成30年度綾瀬市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
42	平成30年度綾瀬市深谷中央特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
43	平成30年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
44	平成30年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
45	綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例	1
46	綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例	2
47	綾瀬市市税条例の一部を改正する条例	1 2
48	綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例	1 4
49	動産の取得について（綾瀬市消防本部新築に伴う調達物品）	1 5
50	動産の取得について（高規格救急自動車）	1 6
51	専決処分の承認について（令和元年度綾瀬市一般会計補正予算（第2号））	別 冊
52	令和元年度綾瀬市一般会計補正予算（第3号）	別 冊
53	令和元年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別 冊
報 告		
5	平成30年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について	1 7
6	平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について	1 9
7	専決処分の報告について（綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	2 3

綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例

綾瀬市手数料条例（昭和29年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の7 消防法（次の表において「法」という。）関係手数料の表(3)の項のオの(ウ)中「1,580,000円」を「1,590,000円」に改め、同項のオの(I)中「1,940,000円」を「1,950,000円」に改め、同項のオの(オ)中「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月2日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例

(綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年綾瀬町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」の次に「並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項」を加える。

第3条第2項中「及び第19条」を「並びに第19条及び第19条の2」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の職務の級の分類及びその基礎となるべき標準的な職務の内容については、規則で定める。

第19条を次のように改める。

(常勤の会計年度任用職員の給与)

第19条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「常勤の会計年度任用職員」という。)の給与については、第5条(第1項を除く。)から第8条まで、第8条の4、第15条、第15条の2及び第17条から前条までの規定は、適用しない。

2 常勤の会計年度任用職員に適用する給料は、給料表の1級の1号給の給料月額から2級の最高の号給の給料月額までの範囲内で、給料表に定める職務の級、号給及び給料月額に準じて規則で定める。

3 常勤の会計年度任用職員に対する第5条第1項及び第16条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「給料表の適用を受ける職員」とあるのは「常勤の会計年度任用職員」と、第16条第1項中「在職する職員」とあるのは「在職する職員(任期を考慮して規則で定める者に限る。)」とする。

4 前3項に定めるもののほか、常勤の会計年度任用職員の給与について必要な事項は、規則で定める。

第19条の次に次の1条を加える。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与)

第 19 条の 2 第 2 条、第 3 条、第 5 条から第 13 条の 2 まで及び第 15 条から第 18 条までの規定にかかわらず、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員 (以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。) については、基本報酬並びに特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬、期末手当並びに通勤及び公務旅行に要する費用を支給する。

2 基本報酬は、前条第 2 項に規定する常勤の会計年度任用職員の給料及び第 8 条の 2 に規定する地域手当の額との権衡を考慮して規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、職務の内容、責任、特殊性その他の事情を考慮して規則で定める短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、1 日当たり 3 万 7,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とすることができる。

4 特殊勤務に係る報酬は、第 10 条第 1 項に規定する勤務を行う短時間勤務会計年度任用職員に対して支給する。この場合において、当該報酬の額は、同条第 2 項の規定に基づき定められた条例の規定の例により計算して得た額とする。

5 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬は、次の各号に掲げる報酬に応じ、当該各号に定める場合に支給する。この場合において、これらの報酬の額は、規則で定める勤務 1 時間当たりの基本報酬額に、常勤の職員との権衡を考慮してそれぞれ規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 時間外勤務に係る報酬 当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間 (以下この項において「通常の勤務時間」という。) 以外の時間に勤務を命ぜられた場合

(2) 休日勤務に係る報酬 休日に勤務を命ぜられ、通常の勤務時間に勤務した場合

(3) 夜間勤務に係る報酬 通常の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務を命ぜられた場合

6 第 2 項及び第 3 項に規定する基本報酬並びに前項に規定する報酬の額の算定における第 13 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「第 11 条から第 13 条までに規定する手当」とあるのは「第 19 条の 2 第 5 項に規定する報酬」と、「給料」とあるのは「同条第 2 項及び第 3 項に規定する基本報酬」とする。

7 期末手当は、任期の定め及び勤務時間を考慮して規則で定める短時間勤務会計年度任用職員に支給する。この場合において、当該手当の額は、常勤の職員との

権衡を考慮して規則で定める額とする。

8 通勤及び公務旅行に要する費用として支給する額は、常勤の職員との権衡を考慮して規則で定める額とする。

9 前各項に定めるもののほか、短時間勤務会計年度任用職員の給与について必要な事項は、規則で定める。

第20条中第6項を第7項とし、第5項中「同項」を「第16条第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、法第28条第2項各号に掲げる事由に該当して休職にされた常勤の会計年度任用職員及び短時間勤務会計年度任用職員には、当該休職期間に係る給与は支給しない。

(綾瀬市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 綾瀬市一般職の職員の分限に関する条例(昭和29年綾瀬町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲」とする。

第8条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

(綾瀬市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 綾瀬市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年綾瀬町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、前項各号の規定による書面の交付をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を告示することをもって書面の交付に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、書面が当該処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。

第4条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員について

は、綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）第19条の2第2項及び第3項に規定する基本報酬の額）」を加える。

（綾瀬市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第4条 綾瀬市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年綾瀬町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号を次のように改める。

(4) 前3号に定める職員以外の職員 前3号に定める職員との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

（綾瀬市職員定数条例の一部改正）

第5条 綾瀬市職員定数条例（昭和43年綾瀬町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的」を「臨時の職」に改める。

第2条第1項中「1年以上」及び「であつてそのものの育児休業に伴い任期付きの職員が採用されているもの」を削る。

（綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、第16号から第18号までを削り、第19号を第14号とし、第20号を削り、第21号を第15号とし、第22号から第28号までを6号ずつ繰り上げる。

第5条第2号中「第28号」を「第22号」に改める。

別表中教育相談員の項、市史調査員の項、青少年育成員の項、青少年相談員の項、交通指導員の項及び国民健康保険税徴収嘱託員の項を削る。

（綾瀬市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 綾瀬市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年綾瀬町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、扶養手当及び住居手当」を「扶養手当及び住居手当を、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては扶養手当、住居手当及び勤勉手当」に改める。

（綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和56年綾瀬市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（綾瀬市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第9条 綾瀬市職員の退職手当に関する条例（昭和60年綾瀬市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第10条 綾瀬市職員の育児休業等に関する条例（平成4年綾瀬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年綾瀬市条例第17号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第3条第1号及び第7条の3第1号を除き、以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のものをいう。以下この号において同じ。）が満了しない非常勤職員又は同日までにその任期が満了する非常勤職員であって当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（

当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)
当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相

当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な

勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下これらを「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第5条の3第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第6条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、「綾瀬市一般職の職員の初任給・昇格・昇給等に関する規則（昭和36年綾瀬町規則第5号）第22条に規定する昇給日」を「給与条例第5条第3項の規定により昇給を行う日として規則で定めた日」に改める。

第7条の3第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第8条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び一の勤務日における勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第9条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（綾瀬市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正）

第11条 綾瀬市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成14年綾瀬市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（綾瀬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第12条 綾瀬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年綾瀬市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員を」を「職員並びに法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を」に改める。

（綾瀬市交通指導員条例の廃止）

第13条 綾瀬市交通指導員条例（昭和48年綾瀬町条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において交通指導員である者の任期は、第13条の規定による廃止前の綾瀬市交通指導員条例第5条の規定にかかわらず、その日に満了する。

令和元年9月2日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を図りたく提案するものであります。

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例（昭和 5 2 年綾瀬町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 3 項を附則第 2 4 項とし、附則第 1 5 項から附則第 2 2 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 1 4 項の次に次の 1 項を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

- 1 5 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 6 条から第 8 条まで及び第 9 条の 2 の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾瀬市市税条例附則第 1 5 項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

（綾瀬市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 綾瀬市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年綾瀬市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「附則第 1 5 項及び第 1 6 項」を「附則第 1 6 項及び附則第 1 7 項」に、「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」を「令和元年 1 0 月 1 日」に改める。

附則第 9 項中「附則第 1 7 項から附則第 2 3 項」を「附則第 1 8 項から附則第 2 4 項」に、「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改める。

令和元年 9 月 2 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例

綾瀬市印鑑条例（昭和 5 3 年綾瀬町条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第 6 条第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 3 0 条の 2 6 第 1 項」を「令第 3 0 条の 1 6 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

第 7 条第 5 号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改める。

第 1 3 条第 2 項第 3 号中「氏若しくは名又は」を削り、「含む。）」の次に「又は氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）若しくは名」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 1 1 月 5 日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 綾瀬市消防本部新築に伴う調達物品
- 2 契約金額 29,700,000円
- 3 契約の相手方 神奈川県綾瀬市蓼川2丁目1番14号
有限会社北の台文具
取締役 斉藤 米夫
- 4 契約の方法 一般競争入札
令和元年9月2日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市消防本部新築に伴う調達物品を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 高規格救急自動車
- 2 契約金額 20,130,000円
- 3 契約の相手方 神奈川県綾瀬市小園1020番地1
神奈川日産自動車株式会社 綾瀬小園店
店長 奥 博
- 4 契約の方法 一般競争入札
令和元年9月2日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

高規格救急自動車を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

平成30年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成30年度綾瀬市一般会計継続

平成30年度綾瀬市一般

款	項	事業名	年度	
10 教育費	2 小学校費	北の台小学校空調設備機能復旧工事	平成29年度	
			平成30年度	
				計
		土棚小学校空調設備機能復旧工事	平成29年度	
平成30年度				
		計		

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
44,210,000	29,790,000	8,900,000		5,520,000
196,748,800	123,207,000	49,800,000		23,741,800
240,958,800	152,997,000	58,700,000		29,261,800
46,095,000	38,006,000	3,800,000		4,289,000
205,445,640	147,420,000	26,400,000		31,625,640
251,540,640	185,426,000	30,200,000		35,914,640

費精算報告書を次のとおり調製したので報告します。

会計継続費精算報告書

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
51,118,000	30,522,000	19,700,000		896,000
208,632,000	134,300,000	71,800,000		2,532,000
259,750,000	164,822,000	91,500,000		3,428,000
53,168,000	38,850,000	13,500,000		818,000
216,874,000	170,942,000	43,800,000		2,132,000
270,042,000	209,792,000	57,300,000		2,950,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
6,908,000	732,000	10,800,000		4,624,000
11,883,200	11,093,000	22,000,000		21,209,800
18,791,200	11,825,000	32,800,000		25,833,800
7,073,000	844,000	9,700,000		3,471,000
11,428,360	23,522,000	17,400,000		29,493,640
18,501,360	24,366,000	27,100,000		32,964,640

令和元年9月2日提出

綾瀬市長 古塩政由

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告します。

令和元年9月2日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(1 2 . 6 9)	(1 7 . 6 9)	7 . 9 (2 5 . 0)	5 5 . 4 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「 」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における早期健全化基準

2 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	(2 0 . 0)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「 」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における経営健全化基準

写

綾監第28号

令和元年8月20日

綾瀬市長 古塩政由様

綾瀬市監査委員 見上正信

綾瀬市監査委員 武藤俊宏

平成30年度綾瀬市財政健全化審査の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度綾瀬市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年度綾瀬市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査期間

令和元年7月16日から令和元年8月13日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	赤字はありません	12.69
連結実質赤字比率	赤字はありません	17.69
実質公債費比率	7.9	25.0
将来負担比率	55.4	350.0

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「 」と表示

イ 資金不足比率 (単位：%)

区 分	平成30年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	資金不足はありません	20.0

資金不足額がない場合は、「 」と表示

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和元年9月2日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

写

専 決 処 分 書

綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年8月7日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

児童福祉法の改正に伴い、綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。